

大規模飼料作経営基盤強化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模飼料作経営基盤強化対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、湖山池周辺地域の水稲作から畑作営農へ転換する農業者で組織する集落営農組織（以下「営農組織」という。）の飼料作経営基盤強化に向けた取組等を支援することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県湖山池の水質浄化に対応した農業振興総合対策事業費補助金交付要綱（平成24年3月27日付第201100197958号農林水産部長通知）に基づいて実施する牧草更新費助成事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う営農組織とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、畑作転換による飼料作導入を行った水田の牧草を更新する経費の全額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第9条 補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度途中での補助事業の完了または中止もしくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第10条 規則第16条ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成とするため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第11条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行し、平成29年度の補助対象事業に適用する。

年度大規模飼料作経営基盤強化対策事業計画書及び収支予算書
(事業実績書及び収支決算書)

1 事業の目的

2 事業の内容

事業区分	事業実施場所	事業内容	面積 (㎡)	補助対象 経費 (円/㎡)	事業費(円) (面積×補助対象経費)	摘要
牧草更新費 助成事業	鳥取市					
	合計					

3 事業実施期間

着手(予定)年月日 年 月 日

完了(予定)年月日 年 月 日

4 事業費の配分及び負担区分

事業区分	事業費 (円)	補助対象経費 (円)	負担区分
			市補助金(円)
牧草更新費助成事業			
合計			

5 収支予算(又は決算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	本年度決算額 (円)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
合計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	本年度決算額 (円)	比 較		備 考
			増	減	
牧草更新費					
合計					

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

名 称

代表者氏名

印

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

大規模飼料作経営基盤強化対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額 (要綱第10条第3項の規定による加算をしなかったときは、交付決定控除額)

金 円

3 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0の場合)

1の(1)

(3 - 2) × _____ 金 円

1の(2)

(注) 別紙として清算の内訳を添付すること